

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(平成29年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当〕 〔金額〕	C 〔利益〕 〔金額〕	D 〔簿価〕 〔純資産価額〕	A (株価)			
大 分 類	中 分 類						小 分 類	平 成 28 年 平 均	28 年 11 月 分	28 年 12 月 分
小 売 業		79		3.9	27	198	302	307	316	
各種商品小売業		80	百貨店、デパートメントストア、総合スーパーなど、衣・食・住にわたる各種の商品の小売を行うもの	2.9	25	185	269	274	288	
織物・衣服・身の回り品小売業		81	呉服、服地、衣服、靴、帽子、洋品雑貨及び小間物等の商品の小売を行うもの	5.8	28	213	326	307	327	
飲食料品小売業		82		4.2	31	222	296	304	313	
機械器具小売業		83	自動車、自転車、電気機械器具など（それぞれの中古品を含む）及びその部分品、附属品の小売を行うもの	4.2	29	194	279	272	287	
その他の小売業		84		3.6	26	191	305	323	327	
医薬品・化粧品小売業		85	医薬品小売業、調剤薬局及び化粧品小売業等を営むもの	4.8	41	223	505	557	560	
その他の小売業		86	小売業（無店舗小売業を除く）のうち、80から83及び85に該当するもの以外のもの	3.3	22	182	249	257	262	
無店舗小売業		87	店舗を持たず、カタログや新聞・雑誌・テレビジョン・ラジオ・インターネット等で広告を行い、通信手段によって個人からの注文を受け商品を販売するもの、家庭等を訪問し個人への物品販売又は販売契約をするもの、自動販売機によって物品を販売するもの及びその他の店舗を持たないで小売を行うもの	2.4	19	185	364	367	370	

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに平成29年分の標本会社の株価を基に計算しているもので、標本会社が平成28年分のものとは異なる業種目については、平成28年11月分及び12月分の金額は、平成28年分の評価に適用する平成28年11月分及び12月分のものとは異なることに留意してください。また、平成28年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、平成29年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(平成29年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】														
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	平 成	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分	
				29 年												
				1 月 分												
小 売 業			79	324 305	327 307	334 309	326 311	343 312	351 314	355 315	356 316					
各種商品小売業			80	292 288	290 289	290 289	283 288	298 288	305 287	295 286	300 284					
織物・衣服・身の回り品小売業			81	330 337	331 338	328 339	317 339	330 339	335 338	337 337	335 335					
飲食料品小売業			82	322 298	325 300	323 302	316 303	326 305	332 307	330 308	326 308					
機械器具小売業			83	297 280	308 282	322 285	310 286	323 288	329 290	347 291	340 293					
その他の小売業			84	335 306	335 308	345 311	340 313	360 315	370 318	379 320	388 322					
医薬品・化粧品小売業			85	577 492	573 498	597 504	595 510	632 517	648 525	649 532	686 539					
その他の小売業			86	267 254	269 256	274 257	268 258	283 259	293 260	304 261	305 262					
無店舗小売業			87	378 356	390 360	409 364	396 367	435 371	436 375	422 377	408 379					